

補助金の申請手続きについて

事業の計画

- ・緑化事業の計画を決めてください。
- ・市役所公園緑地課へ事前にご相談ください。
- ・必要な書類を受け取ってください。
(申請関係書類はホームページからダウンロードできます。)

補助金の申請

- ・交付申請書(様式第1号)にて申請してください。
(案内図、平面図、構造図、見積書の写し、現況写真、土地使用承諾書(任意様式)等を添付)

補助金の交付決定

- ・審査の上、交付決定通知書(様式第2号)により決定します。

工事着手

- ・申請内容を変更する場合は、変更承認申請書(様式第3号)にて申請してください。

実績報告書の提出

- ・実績報告書(様式第6号)を提出してください。
(請求書(任意様式)、領収書の写し、着手前及び完了後の写真を添付)

検査・補助金交付額決定

- ・現地で検査を行います。
※計画通りの緑化が実施されていない場合、是正を求めることがあります。

補助金の支払い

- ・検査後に、市から指定の口座に補助金を振り込みます。

維持管理

- ・事業完了後5年以上は樹木等の維持管理に努めてください。

<問合せ先>

刈谷市都市公園部公園緑地課(☎0566-62-1023)

<刈谷市民有地緑化補助事業のご案内>

補助金を活用して
自宅や職場に緑を
増やしませんか？



刈谷市都市公園部
公園緑地課

Check!

- 市内全域が対象です。
- 必ず工事着手前に交付決定を受けてください。
- 補助金の交付は同一敷地内で1事業につき1回限りです。
- 法令等で緑化が義務付けられている場合は義務分は補助対象外です。
- 申請者と土地所有者が異なる場合は所有者の同意を得てください。
- 他の補助金との重複申請はできません。

空地緑化事業

住宅や店舗、駐車場等に樹木を植栽する場合

- 条件** □植栽する樹木は、高木(2m以上)1本以上もしくは低木(50cm以上2m未満)3本以上であること
- 補助額** 以下のいずれかで少ない方の額(上限10万円)
□樹木の購入及び植栽工事等に要した経費の3分の2
□高木の本数(本)×5千円と低木の本数(本)×2千円の合計

駐車場緑化事業

住宅や店舗の駐車場に保護資材と併せて芝または地被類を植栽する場合

- 条件** □芝、地被類による緑化面積が2.5㎡以上であること
□芝、地被類による緑化面積が駐車場の面積に対して20%以上であること
- 補助額** 以下のいずれかで少ない方の額(上限10万円)
□保護資材、芝、地被類の購入および植栽工事等に要した経費の3分の2
□保護資材と芝、地被類を新たに植栽した部分の面積(㎡)×1万円

屋上緑化事業

建築物の屋上等に樹木等*を植栽する場合

*樹木等：樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年性の植物

- 条件** □緑化対象面積が3㎡以上であること
□プランターを使用する場合は、1基当たりの容積が100ℓ以上を使用すること
- 補助額** 以下のいずれかで少ない方の額(上限50万円)
□樹木等の購入および植栽工事等に要した経費の3分の2
□緑化対象面積(㎡)×2万円

壁面緑化事業

建築物および工作物の道路に面した壁面に樹木等*を植栽する場合

*樹木等：樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年性の植物

- 条件** □緑化対象面積が3㎡以上であること
- 補助額** 以下のいずれかで少ない方の額(上限25万円)
□樹木等の購入および植栽工事等に要した経費の3分の2
□緑化対象面積(㎡)×1万円

生垣設置事業

住宅や店舗、駐車場等の道路に面した所に生垣を設置する場合

- 条件** □生垣は延長3m以上であること
□1m当たり2本以上植栽すること
□樹木の高さは90cm以上であること
- 補助額** 以下のいずれかで少ない方の額(上限7万5千円)
□樹木の購入および植栽工事等に要した経費の3分の2
□植栽延長(m)×5千円

大規模な緑化(生垣15m以上、空地、駐車場、屋上、壁面50㎡以上)の場合は“あいち森と緑づくり税”を税源とした「緑の街並み推進事業補助金」の活用が可能です。活用希望の方は事前に相談してください。